

宮古港定期コンテナ・フィーダー航路支援補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 26 日告示第 52 号

改正 平成 27 年 3 月 20 日告示第 29 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 143 号

改正 令和 2 年 3 月 30 日告示第 47 号

改正 令和 4 年 5 月 10 日告示第 129 号

改正 令和 8 年 9 月 9 日告示第 110 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、宮古港定期航路の定期性を確保し、宮古港の振興を図るため、宮古港定期コンテナ・フィーダー航路（以下「宮古港定期航路」という。）を取り扱う宮古コンテナ協議会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成 17 年宮古市規則第 67 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、宮古コンテナ協議会とする。

(交付対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、隔週寄港により発生した積荷保証料、コンテナ延滞料、コンテナドレージ料、入港船諸掛及びコンテナヤード使用料とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 積荷保証料 20 フィートコンテナ 1 本あたり 68,000 円
- (2) コンテナ延滞料、コンテナドレージ料、入港船諸掛及びコンテナヤード使用料
実額

(補助金の交付申請等)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮古港定期コンテナ・フィーダー航路支援補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実績を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、補助事業を実施した日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

3 申請者は、第 1 項の規定により提出した申請書の内容に変更が生じたときは、ただちにその旨を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、書類を審査し、必要

があると認めるときは、申請書の記載内容について補正を指示することができる。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当と認めるときは、当該補助金の額を確定し、宮古港定期コンテナ・フィーダー航路支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

- 第7条 第6条第2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者は、宮古港定期コンテナ・フィーダー航路支援補助金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

- 第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の取消し又は返還）

- 第9条 市長は、補助金の交付決定通知を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) この告示に基づく指示に違反したとき。
- (3) 申請書及び関連の添付書類等に記載された内容について、事実と異なるものが存在すると判明したとき。
- (4) その他不正な行為があると認められたとき。

（補則）

- 第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年3月26日告示第52号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第29号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第143号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第47号）

この告示は、令和2年3月30日から施行する。

附 則（令和4年5月10日告示第129号）

この告示は、令和4年5月10日から施行する。

附 則（令和8年9月9日告示第110号）

この告示は、令和8年9月9日から施行する。